

九州地区国立大学間の連携事業に係る論文の査読基準

(平成19年6月13日制定)

(査読目的)

第1条 九州地区国立大学間の連携事業に係る論文集は、九州地区における文系の教育研究活動の活性化を図り、かつ有意義な権威あるリポジトリ誌とすることを目的とする。

(査読基準)

第2条 査読は、九州地区国立大学間において教育研究に関する独創的な論文であるかどうか主眼を置き、以下の評価項目により評価する。

- (1)問題の取り組みかた等の独創性
- (2)論旨(主張・提案・評価・解釈等)の独自性
- (3)論文の完成度
- (4)情報の新規性、有用性、信頼性
- (5)九州地区国立大学間の連携事業にかかる権威ある論文としての評価

(査読者)

第3条 査読者は査読対象論文が第1条に規定する目的に合致するものかどうかを審査するものとする。

- 2 査読対象論文ごとに査読者は1名以上とし、査読者の選定は編集委員会が行う。
- 3 査読者は匿名とする。ただし、5年程度の期間において、一括して査読者一覧を公表することがある。
- 4 査読者と執筆者との間で、査読対象論文に関する意思疎通をはかる必要が生じた場合には、必ず編集委員会を通して行うものとする。
- 5 査読者は査読対象論文に関する守秘義務を負う。
- 6 査読者は、決められた書式に従って査読報告書を作成し別に定められた期日までに編集委員会に提出しなくてはならない。
- 7 査読者の選考に関する事項については、別に定める。

(査読結果の判定及び決定)

第4条 査読結果の判定は、掲載可、修正後再査読、掲載不可の3段階とし、編集委員会が決定する。

- 2 判定において、査読者から修正意見が提出されている場合は、編集委員会はこの修正意見を執筆者に送付する。
- 3 判定において、掲載不可の通知後に執筆者から求めがあった場合、編集委員会は掲載不可の理由(編集委員会が作成した理由、及び査読者の提出した報告書にある掲載不可の理由)を執筆者に送付する。

- 4 判定で修正意見が出された場合、執筆者は修正要求に基づいて修正を行わなければならない。
- 5 執筆者は、修正した論文を別に定められた期日までに編集委員会に提出しなくてはならない。提出期限を過ぎた場合は、その事実をもって投稿を放棄したとみなすことがある。
- 6 再査読者の判定は、掲載可、掲載不可の2段階とし、編集委員会が決定する。

(掲載可否の決定通知)

第5条 掲載可否の決定通知は、執筆者へ文書で通知する。ただし、掲載否の通知に係る文書には、掲載否とした理由を付記し、その論文の原本を返却する。

(異議申立て)

第6条 執筆者が、掲載否の理由が不当であると判断した場合は、異議申立てを行うことができる。異議申立ては、申立ての理由を付記した文書に当該論文を添付して行う。なお、異議申立てが行える期間は、執筆者に掲載否の通知が届いた日以降の1ヶ月以内とする。

(守秘義務)

第7条 査読者の氏名は公表しない。編集委員会委員、査読者、リポジトリ論文集発行にかかる関係者にあっても査読者の氏名を明かしてはならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は編集委員会において定めるものとする。

附 則

この規則は、平成19年6月13日から実施する。

附 則 (平成25年10月9日改正)

この規則は、平成26年4月1日から実施する。